

No.	6	高砂 朋子
質問事項	1	人財活躍応援のための取組みについて
<p>(1) 人財活躍応援事業である「ほうふしごと応援事業」、「女性のキャリア形成支援事業」の取組み状況について  これらの事業は、人口減少、生産年齢人口減少の中で、働く意欲がある女性やシニアなどの多様な人材を財産と捉え、その人財が意欲と能力に応じて多様な就業機会にチャレンジできる様、ハローワークや山口しごとセンターと連携した就職支援を行うものです。今年度予算審議の際、就労支援に当たっては、福祉の観点から、包括的に寄り添い型のサポートをと要望。これらの事業がどのように展開されたか、どのような成果を生んでいるか、伺います。</p> <p>(2) 「ほうふ幸せます働き方推進企業認定制度」の取組み状況について  多様な人財がいきいきと働ける職場環境の形成を促進するために設置された制度ですが、その取組み状況を伺います。</p> <p>(3) 育児と介護を同時進行する「ダブルケア」、1人で複数の方を同時に介護する「多重ケア」への支援について  今回就労問題と併せてこの問題を取り上げましたのは、働きながらケアは困難を極めており、経済的には働きたいと思っていながらも、離職・転職せざるを得ない状況もあり、圧倒的に支援の情報量が少ない中、どこに相談したら良いかわからないまま一人で悩んでおられる方が多いと感じたからです。責任や負担が特定の人に集中し、複合化し大きくなっている状況をサポートして行かなくてはなりません。子育て、介護、貧困等の領域を横断し、包括的で多世代にまたがるケア関係を視野に入れた支援の仕組みを作るべきであり、①「地域包括支援センター」、「子育て世代包括支援センター」、その他関係部署との連携強化、②相談しやすい体制の構築、相談窓口の周知・ご案内の工夫、③孤立させない日常の暮らしの中での支え合いの仕組みづくり等の必要性を感じておりますがいかがでしょうか。ご所見を伺います。</p> <p>(4) 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇取得の啓発について  平成29年10月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律「育児・介護休業法」が改正。制度の各事業所においての周知・啓発、働きながら育児、介護、そして看護を頑張っておられる方々への周知・啓発が必要だと思っておりますがいかがでしょうか。ご所見を伺います。</p>		